



福岡医発第 0198 号 (地)

平成 22 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る
不動産取得税特例措置の周知について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

平成 22 年度税制改正 (平成 22 年 2 月 5 日付け福岡医発第 2023 号 (地)) により、周産期医療の連携体制を担う医療機関が、周産期医療の用に供する不動産 (分べん室、陣痛室、新生児室等) を取得した場合に、当該不動産の価格の 2 分の 1 を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限が 6 年延長されましたが、本件は、医療機関が本特例措置を有効に活用し、早期の周産期医療体制の整備を行えるよう、各都道府県に対し周知徹底を求めるものです。

本特例措置については、出来るだけ早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、控除割合は段階的に縮減されることとされ、平成 22 年度から平成 24 年度までに取得した場合は、「2 分の 1」、平成 25 年度から平成 26 年度までに取得した場合は、「3 分の 1」、平成 27 年度に取得した場合は、「6 分の 1」とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

地Ⅲ 第 297 号
年税 第 46 号
平成 22 年 3 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
今村 定臣
今村 聡

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る

不動産取得税特例措置の周知について

今般、厚生労働省医政局総務課から各都道府県衛生主管部(局)長宛に出された「周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置による、周産期医療施設の早期の施設整備について(依頼)」に関する事務連絡文書並びに資料を、別添の通り送付いたします。

つきましては、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成22年3月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置による、周産期医療施設の早期の施設整備について（依頼）

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日頃よりご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成22年度税制改正において、周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限が6年延長されることとなりました。

本特例措置については、出来るだけ早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、控除割合は段階的に縮減されることとされ、平成22年度から平成24年度までに取得した場合は、2分の1、平成25年度から平成26年度までに取得した場合は、3分の1、平成27年度に取得した場合は、6分の1とされております。

各都道府県におかれては、医療機関が本特例措置を有効に活用し、早期の周産期医療体制の整備を行えるよう、別紙等をご活用いただき、周知を行っていただきただけるようお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省医政局総務課 岩間・平本

T E L 03-5253-1111（内 2518）

F A X 03-3501-2048

e-mail hiramoto-naoya@mhlw.go.jp

(病院、診療所、助産所のみなさまへ) 周産期医療施設の早期の施設整備について

～ 不動産取得税の軽減 ～

平成22年度税制改正において、周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限が6年延長されました。

※ 本特例措置は、平成27年度いっぱいまで廃止されます。

当該措置の対象者

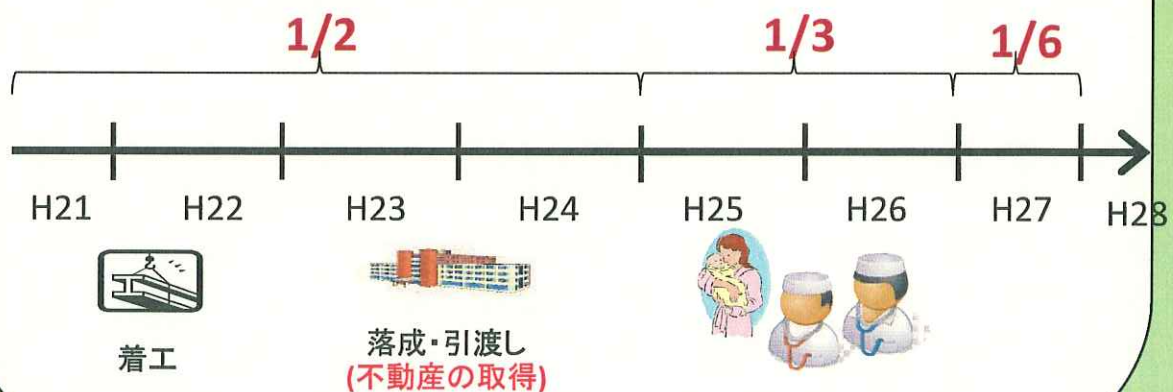
医療法第30条第4第2項第2号に掲げる医療連携体制に従って周産期医療を提供する医療提供施設の開設者であること。

※ 病院、診療所又は助産所が所在する都道府県の医療計画に、その名称が記載されていることが必要です。

当該措置の内容

早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、控除割合は次のとおり段階的に縮減されることとなっております。

- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得
：2分の1を課税標準から控除
- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得
：3分の1を課税標準から控除
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得
：6分の1を課税標準から控除。



当該措置の対象となる不動産

当該措置の対象者が取得する周産期医療を提供するための施設であって、分べん室・陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設の用に供する不動産であること

1. 分べん室…児を出産する際に用いる室をいう。
2. 陣痛室…分べん室に入室するまでの陣痛期を過ごす施設（準備室と称する場合もある）をいう。
LDR (Labor Delivery Recovery) は、陣痛室・分娩室・回復室の機能を備えた室であり、
 1. 及び2. 双方に該当するものとして本特例措置の対象となる。
3. 新生児室…原則として正常な新生児を保育・管理する施設をいう。
4. 授乳室…新生児に授乳を行う施設をいう。
5. その他助産に必要な施設
 1. ～4. の他、適切な周産期医療を提供するために必要な施設として、本特例措置の対象とする必要がある施設は、次のとおり。

その他助産に必要な施設の具体例

5. その他助産に必要な施設

- ①病室（助産所にあつては、入所室）
- ②診察室
- ③手術室
- ④回復室…出産後の母親の状態が安定するまで経過観察するために用いる施設をいう。
- ⑤処置室…処置を行うための施設をいう。
- ⑥食堂、給湯室、談話室、面談室（デイルーム）…出産後状態が安定した母親が食事、給湯、親族との面談等に用いる施設をいう。
母親の状態が安定してから4～7日程度入院することが通常であり、その期間中の適切な療養環境の確保に必要な施設である
- ⑦厨房・配膳室等…入院時の食事提供・食器等の洗浄等に必要な業務に用いる施設をいう。自機関で調理せず、外注する場合には、当該食事を適切に管理するための施設を含む。
- ⑧指導室・相談室…母子保健に係る指導・相談に用いる施設をいう。
- ⑨検査室等…検査を行い、又は、検体の採取・加工・分析等に用いる施設をいう。
- ⑩休憩室・控え室…医師等職員が宿直・待機や休憩に用いる施設をいう。
- ⑪更衣室
- ⑫空調器室…空調機械に係る施設をいう。
- ⑬滅菌室・洗浄室等…医療器械又は医学的処置もしくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の洗濯洗浄や滅菌消毒に必要な業務に用いる施設をいう。
- ⑭乾燥室…洗浄した衛生材料等の乾燥に用いる施設をいう。
- ⑮リネン室…リネン類（シーツ等）の保管管理に用いる施設をいう。
- ⑯汚物処理室…医療廃棄物等の管理・処理等に用いる施設をいう。
- ⑰トイレ
- ⑱シャワー等入浴施設
- ⑲新生児用入浴施設
- ⑳階段・避難階段・直通階段
- ㉑エレベーター（物資搬入用含む）・エレベーターホール
- ㉒廊下
- ㉓機材室、カルテ室、レントゲン室等…診察・処置・検査・投薬等医療行為に必要な物資や器械を配備し、又は、保管することに用いる施設。フィルムや診療録、助産録等所要の書類の管理等を行う室を含む。
- ㉔電気室、発電機室、受水槽ポンプ室、ボイラー室等…電気、上水道、吸排気等、母子の療養環境や関係職員の作業環境上、必要不可欠な機能を確保するための施設をいう。
- ㉕職員詰め所…医局、ナースステーション、医事課等、関係職員が通常執務する施設をいう。
- ㉖会議室…職員がカンファレンスに用いる施設をいう。
- ㉗調剤・製剤室、医薬品情報室等…医薬品の調剤等や副作用等投薬の安全性の確保に係る情報等を管理し院内に提供するために用いる施設をいう。
- ㉘待合室
- ㉙NICU（新生児集中治療管理室）…超低出生体重児、低出生体重児や疾患のある新生児を集中的に管理、治療する施設
- ㉚MFICU（母体・胎児集中治療管理室）…重症妊娠中毒症、合併症妊娠、胎児異常等のハイリスク妊娠に対応するため、母体及び胎児を集中的に管理、治療する施設
- ㉛GCU（継続保育室）…出生時又はその後における問題点が解決したり、改善した新生児を経過観察する施設